

大学運動部の事故訴訟における原告・被告の紛争関係に関する一考察 —ある大学の事故訴訟裁判記録を中心にして—

小 谷 寛 二*

A Study on the Sports Accidents in Club Activities at Universities on a Conflict in a Sports Accident Suits at a University

Kanji Kotani*

It seems that the sports clubs at universities chiefly intend to improve technical skills and neglect to arrange the sports environment in sports club activities at universities. Crisis control on "security" is not at all paid attention to. The compensation for the accidents during practices, training camps, meets or matches in sports club activities at universities has not been systematically made. Liabilities have been eagerly disputed over in courts and compensations for serious accidents have been decided and done through trials. Club activities at universities are within the sphere of university education and they are directed by students. They are regarded as students' voluntary and autonomous activities. In sports accident suits, the judges acknowledge universities' fault as for "violence", but as for accidents during practices or training they acknowledge students' fault, not universities'. This study aims to examine the assertions of the plaintiff and defendant through the trial records, the court precedents and the documents on sports accident suits and clear the necessity of the establishment of crisis control system on security.

Key Words (キーワード)

Sports club at a university (スポーツ部活動), Sports accidents suits (スポーツ事故訴訟), Security duty and the caution (安全注意義務), Sports law (スポーツ法), Crisis control on security (危機管理)

1 はじめに

近年、スポーツは量的に拡大し、質的に高まりつつ多様化・高度化する傾向にある。それにともなって大学スポーツの状況も変化をきたしてきた。しかしながら、その変化に対応して大学の運動部の安全が保証されているとは限らない。スポーツ体制がそれらの変化についていっていないのが現状といっても過言ではない。

技術の向上には目を向けるがスポーツ体制を整

備することに関しては今一步の感がある。まして「安全」に関する危機管理は全くと言っていいほど為されていない。練習、合宿、試合、移動中における事故の補償整備はなされておらず、重大事故の補償は裁判という手段を通じて争われているのが現状である。一方、スポーツ事故の責任の帰属主体をめぐり、その補償が厳しく問われている。大学教育の一環であることを建前とする大学運動部は学生の自主的・自治的な運営で行われている。

*呉大学社会情報学部 (Faculty of Social Information Science, Kure University)

損害賠償訴訟といった形によって問われた大学運動部の訴訟判例を検討すると、「暴力行為」に関しては大学側の過失責任が認められているが、練習中の事故は運動部の自治・自主的活動として、学生の自己責任性が強く主張され、被害者である原告側が敗訴になっているケースがすべてである。こうした傾向から、近年の大学運動部活動中の事故訴訟において、原告側は大学のみならず運動部のキャプテンの責任を追求するようになってきている。しかしながら活動する学生の自主的・自治的能力を高めるための方策や研修が大学で制度化されているわけではない。

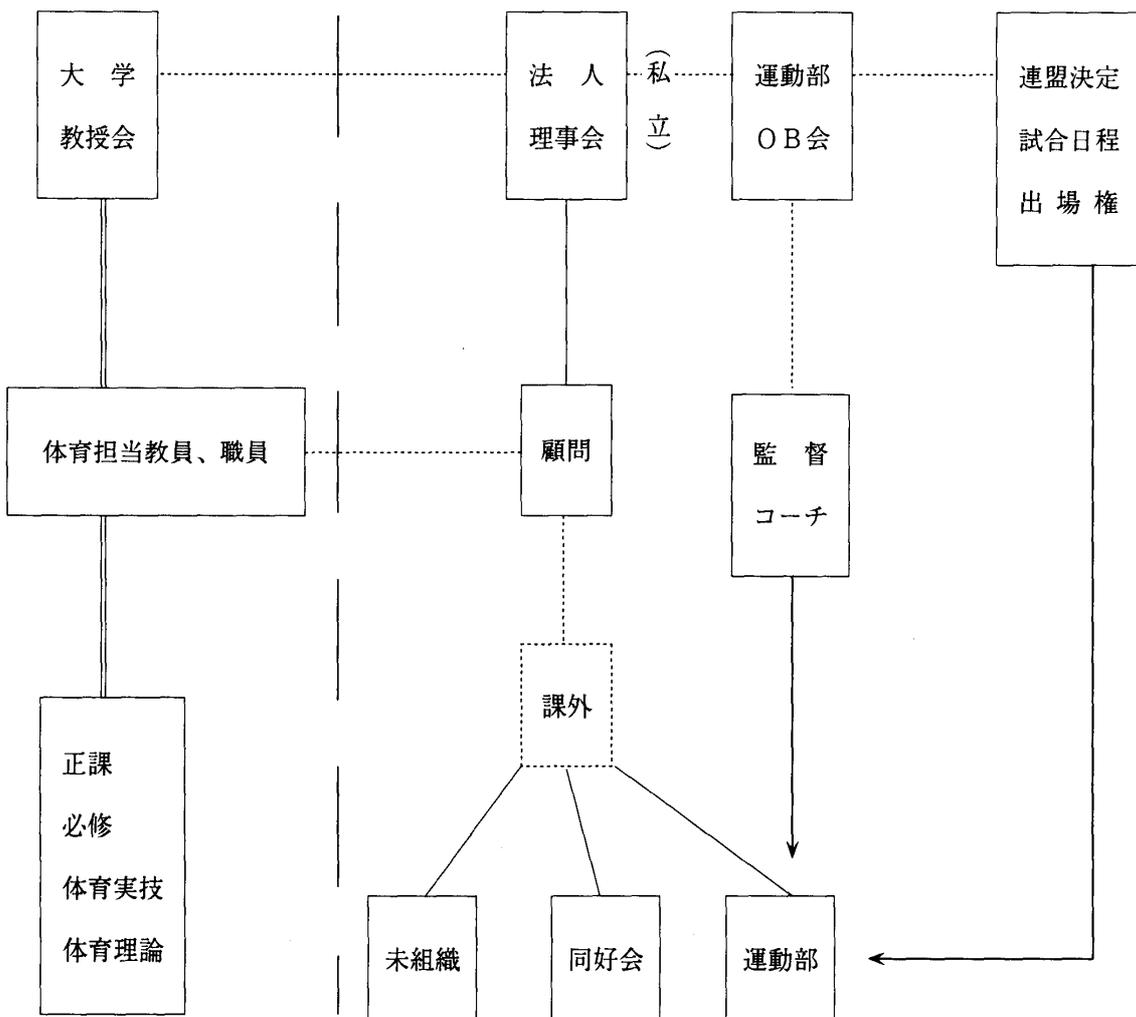
本研究は、ある大学運動部の事故訴訟事例を中心に、原告・被告の主張を裁判記録の中から

調べ、それに対するこれまでの判例・文献を検討することによって、大学運動部での事故に対する特性を浮き上がらせ、それらの問題点および問題解決への視点を引き出すことを目的としている。方法は、裁判記録および文献によって分析する。

2 大学運動部の合宿練習中死亡事故事例を中心に

2-1 今日の大学運動部の支配体系

今日の大学運動部の現状を二重の支配体系による視座から論じている木下秀明¹⁾によれば、その概要を次のように述べている。



注) → : 拘束/強制的関係 = ; サービス関係 ; 慣行/暗黙の関係 ---

図1 大学体育スポーツ支配体制概念図(木下秀明1992年, 一部小谷が修正)

図1に示すように、現在の運動部の活動を実質的に支配しているのは、学外の加盟団体と運動部OB会であって、教授会に代表される大学ではない。また、一部の私立大学の場合、理事会に代表される法人としての大学がなんらかの形で運動部に影響力を行使している。要するに、運動部は、一方の頭が極度に発達したシャム双生児のような、強弱はあるにせよ、2重の支配を受ける存在なのである。したがって、この2つの問題を切り離して考えるべきか——シャム双子児を切り離すことは生死に関わる大手術であるから、到底不可能である。不可分の問題と捉えるべきか——その活動の大部分は発達した方の頭の支配を受けるが、時には小さいほうの頭の異なった命令を受けて行動したり、両方の頭から同時に出される命令の矛盾から混乱したりする。あるいは時と場合で両者を使い分けるか。時と場合での命令の使い分けを身体(運動部)だけに期待するのは、無理な話である。

この例えが、今日の大学運動部の現状を最も如実に表していると思われる。つまり、大学の教育とはかけ離れ、学外団体に他律的に拘束され、OBとの濃厚な関係性を持ち、私立大学に至っては宣伝機関化し、各競技会のための選手供給源でもある。大学で同好会化が進み、学外のスポーツクラブに参加する学生を見ると、もはや施設・場所は大学から借り受けてはいるが、大学の教授会から遠ざかった組織体であると言わざるをえない。しかも、丹羽ら²⁾は、大学運動部の集団構造を部員型、首脳型、部員外型に分類し、強い運動部は部員外型で、専制的傾向にあることを指摘している。そこには自主性・自立心の育たない背景が浮かび上がってくる。こうした大学運動部への視座を無視して語ることはできない。

2-2 大学運動部の事故訴訟事例

ここでは、ある大学運動部の合宿ランニング中における熱射病死亡事件による損害賠償請求事例を取り上げる。

1) 事件概要

地裁 平成元年(ワ)第8号

損害賠償請求事件

原告 両親2名 被告 国ほか主将学生1名

裁判記録の以下判決文³⁾⁴⁾によると、・・

1) -1 事故事実

死亡学生(以下Aという.)は、1988(昭和63)年8月17日(この日は17時からのミーティングのみ)からの新人戦合宿に参加し、8月18日午前10時15分からの往復約4kmのランニングによるトレーニングの実施中に復路にて大学の手前約400m付近で体調が悪くなり、同部3年生の学生B(以下Bという.)に引率されて医院で手当てを受けた(この時点滴を受けている.)。このとき、Aは、他の部員から遅れ、折り返し地点にも最後に到着している。約5分間休憩して折り返し地点から約3.6km付近から遅れ始めたので先を走っていたBがAの様子を見るために引き返したところ、大学から約400mの公園付近で公園の金網に手をかけながら歩いていたので、肩を貸して大学までつれて帰ろうとし、主将C(以下Cという.)ももどってきたが、病院につれていった方がよいと判断し、他の学生に自動車の手配を頼み、再び戻った。Aは立っていることができず、しゃがみ込んでいたが、通りかかった男性に自動車で病院に運んでもらえることになり、BがAをその自動車に乗せたので、主将CはBに付き添いをまかせている。医師は「今日は休養して、また明日来院するよう」に告げて帰寮させた。このときB学生は医師からその旨を聞き、主将Cに報告している。この日顧問は、履行補助教官D(以下D教官という.)から2回この状況の報告を受けている。顧問はAとは連絡を取っていない。寮に帰ったAは学内の食堂で食事をとり、居合わせたD教官から健康管理についての注意を受けているAは午後の練習を休んだが、当日の夜のミーティングは特に変わった様子もなく参加している。

翌日、8月19日午前6時30分頃からの往復約6kmのランニングに参加し(A自ら参加したと被告は言う)、Aは他の部員よりだいぶ遅れたが、

午前8時30分頃には帰寮して朝食をとって休養している。その後、部が午前10時30分ころからの往復約8kmのランニングに参加したところ、出発地点から約1.4kmの地点で集団から遅れ始め、そこで主将Cが伴走していたところ、Aはゆっくり走ったり、歩いたりし、何回か立ち止まったりした。そこから約500mの所で2ないし3分休息し、休憩したところから約600mのところまで座り込み動かなくなった。その後、Aが座り込んだのも日陰のとれる場所（付近の草むら）で寝かせ、タオルであおいだりして声をかけていたが（この間に緊急事態に備えて通行人からCは公衆電話料金分を受け取っている。）、Cの呼びかけに答えなくなり、緊急状態に達したとき、ちょうど通りかかった通行人の車にて医院に午前11時18分に搬入されたが、到着したときはすでに意識がなく、瞳孔は散大し、脈拍もほとんど触れない状態であり、人工呼吸及び心臓マッサージが約20分施行されたが、午前11時40分頃に熱射病で死亡した。

このため原告が、被告国（大学）・学長・学生部長・顧問教官・当該部OBの履行補助教官・被告主将Cに法的責任があるとして、国家賠償法第1条第1項、民法709条及び719条により、66,011,213円の損害賠償請求をしたものである。

1) -2 事前の状況

端艇部に入部した1年生は、6月に行われる合宿に向け、まずランニングと筋肉トレーニングを主体とした自主トレーニングを行う。6月合宿は2週間の予定で実施され、はじめの1週間はランニングと筋肉トレーニングが主体、後の1週間は端艇の操作の練習である。この合宿の練習は、1日に午前6時15分から、午後4時30分からの2回行われる。そして、6月合宿が終わり、8月半ば過ぎから始まる新人戦に向けての合宿までは、自主トレーニングを行う。新人戦合宿は基礎体力の増強に重点をおいたトレーニングを行い、9月に入り端艇の操作の練習を開始し、10月半ばの新人戦まで、合宿は続く。

入寮して同室の先輩からの勧めでAは端艇部に入部した。6月合宿にも参加し、そのときには、

本件事故が発生したランニングコースである往復8キロメートルのコースのランニングを行い、最終日には往復約15キロのランニングコースも走っている。6月合宿の1年生の指導は、2年生が行っており、主将が1年生を指導したのはこの事故発生後の新人戦合宿が初めてである。

2) 原告訴状⁹⁾主張「死亡原因に関する責任」について

原告の訴状によると、死亡原因に関する責任について以下のとおり主張している。

2) -1 被告Cに対して

被告CはAの健康状態に留意せず過酷なトレーニングを強制した。Aは前日の訓練中に倒れ医師の診断を受け、運動を止め休養すべく指示されていた。これを知りながら被告らは、翌日Aを受診させないで午前6時からトレーニングに参加させ、Aの健康状態を無視して連日炎天下のランニングを強要した違法行為がある。

被告CはAに伴走してランニングを強制し、その結果倒れたのを認識していたにもかかわらず、救急車等の手配をし同人を医療機関に搬入するなど生命の危険を未然に防止すべき注意義務があるのに炎天下に約30分間放置した重大な過失により同人を仮死状態に陥れ、その結果死に至らしめた。

2) -2 国に対して

大学（国）はクラブ責任者に対して充分指示監督すべきであるのに、前日医師から再来診を求められた事実があるのにその報告を徹底せず、日頃過酷な部員のシゴキの事実があるのを知りながら同部顧問・学生部長はCの前記行為を放置した過失は明白であり、Aの死の結果につき監督責任がある。

2) -3 関係法律

Cは部の主将であり、直接Aに対し過酷なトレーニングを強要したうえ、救護を要するのに約30分間炎天下に放置した（民法709条過失責任、719条連帯債務）。

被告国は大学の公権力行使に関し、Cの不法行為に対し賠償責任を負う（国家賠償法第1条・民

法719条連帯債務)。

2) -4 損害額

損害額の合計は66,011,213円である。その内訳は以下のとおりである。

遺失利益 31,011,213円, 慰謝料 25,000,000円,
弁護士料 10,000,000円

3) 被告主張

ここでは簡略的に述べるに留める。個々については争点のところで述べる。

3) -1 被告国について

被告国は、大学当局及び同学生部長並びに同課外クラブ顧問教官が、大学課外クラブである当該部の練習中に発生した本件事故について、学生の生命、身体についての安全に配慮し、事故を未然に防止する具体的措置を講ずべき義務を負っているものではない。

3) -2 被告主将Cについて

CとAとの間の契約関係は存在していない。それ故、原告の請求は不法行為を根拠としているが、自主的な判断能力を有している大学生であり、本件の部活動は善意的で好意的に無償で行われている奉仕活動（無償契約の典型である贈与契約においては担保責任を負わない）であり、大学レベルでの部活動の主将の世話役に有償関係類同様の注意義務を課すことは、法的な根拠を欠く（主将は個々の部員に対して、単なる隣人や一般部員以上の特別の法的義務を負う実定法上の根拠及び義務）のみならず、著しく社会的通念にも反する。本件の練習内容もランニングという極めて一般的かつ基礎的なトレーニング中の事故である。亡き学生の自主的なランニングペースに合わせて伴走して走り、「ランニングを強制した」ものではなく、「午前10時30分頃過労のため路上に倒れたのを認識していたから」という点については、原告がランニングの出発時間を間違えた主張であり、Aが座り込んだのちも日陰のとれる場所で寝かせ、タオルであおいだりして適切な処置をしており、Cの呼びかけに答えなくなり、緊急状態に達したときには、軽トラックに運び込めたのであり、Cには落

ち度はなかった。

3 裁判所の判断⁶⁾

3-1 30分の放置に関して

原告らは、Aが本件事故現場で動けなくなっただけから軽トラックに乗せられるまでの間の経過時間について、約30分間と主張するが、Aは本件事故現場に至るまでに何度も歩いたり立ち止まったりしているのであって、30分以下ではないとして確定するに足る証拠はない。

3-2 主将Cの受診させずに強制した点に関して

6月19日、主将Cが敢えてAに受診させずにランニングを強制した旨主張するが、この事実を認めるに足る証拠はない（少なくとも19日の最初のランニング終了後は2時間ほど自由時間があったのであるから、受診することは可能であったにもかかわらず、自分の判断で受診せずに次のランニングに参加したことが窺える。）。

3-3 主将Cの責任について

主将Cは、部の主将と言う立場にあるから、健康状態を無視したり、無謀なトレーニングを実施したりする事がないようにして、部員の生命身体の安全を配慮する義務を負う。しかし、Aは20才であり、思慮分別を備えた成人であるから、自己の健康については、第1次的には自己の責任で管理すべきこと、前日から当日のランニングも自己の判断で、参加、中止、受診を決すべきこと、そして、事実経過から明らかなおと、主将Cによってランニング強制、受診妨害等がなされたことを認めるに足りないから、主将Cの義務違反を問うことはできない。

しかし、Aが動けなくなった時点では、主将としてAに救護の措置を講ずべき義務を負ったというべきである。炎天下に放置したわけではなく、軽トラックに乗せるまで30分経過したとは認められないのであり、直ちに電話して救急車などを呼ばなかったのも、近くに公衆電話がなく、Aを一

人残して側を離れることの危険性を考えたからであって、主将Cの取った行動が仮に最善の手段でなかったからとしても、それだけで過失があったということはできない。

3-4 被告国の責任

クラブは法令等の根拠に基づくものではなく、学生の自治会規約により結成される。しかし、学生のクラブ活動は、学生の教養を高め、心身の鍛錬を図るほか、学生の人格形成にとって有益であり、教育的意義を認められるので、クラブ活動が教育目的にそうものとして、施設の提供や備品の貸与などを援助している。しかし、クラブの運営は、部員である学生の自治に委ねられており、顧問教官も部員の総意により、教官のなかから委嘱されるが、諸届けに押印するなどの事務上の手続きを行うだけであり、クラブの運営には一切関与せず、クラブ活動について指導監督する立場にはない。部の活動費用に、大学からの補助金は交付されていない。

Aは、8月17日、同室の先輩に退寮を申し出ていたが、学生部長は知らなかった。

原告らは、大学の体育部が寮に入寮することを条件にしており、端艇部に入部するものは寮への入寮を強制され、日常生活を拘束され、合宿への参加を強制されていた。大学には体育部に在籍するものは寮生に限る旨の不文律があり、退寮するには寮の部屋長・寮長・寮の体育部主将の承認を要し、上級生は下級生の退寮を阻止し、自由に退部することができないようにして、端艇部の合宿が極めて過酷でありながら、部員の退寮を阻止して、退部防止に利用していた、Aが上級生による1年生の退部阻止のためのしごきの対象となり生命身体に危険を生じる状態にあったと主張するが、これらの事実を認めるに足る証拠はない。

3-5 学長らの過失

大学側は、クラブから届けられた活動計画などに見て明らかな安全対策上の不備があるとか、危険が予測されるとかの場合でない限り、課外ク

ラブの個々の活動について学生の安全を配慮する義務を負わない。そして、このことは、大学所属の公務員として公務を統括ないし分掌またはクラブ活動に関与する学長らについても同様といえる。特段の事情がない限り、学長は通常の個々具体的なAの行動について、その生命、身体の安全についていちいち安全を配慮する義務を負わないと解すべきである。健康状態を無視してクラブ活動への参加を強制するというような常識を逸するような大学関係者、端艇部員らによる行動がなされた事実や届け出された合宿届けにおいて、一見して明らかな安全対策上の不備や合宿の実施において危険が予測された事実はないから、学長らには、Aの健康、日常生活及びクラブ活動の安全について配慮すべき特別の注意義務があったということとはできない。したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告らの被告国に対する請求はいずれも理由がない。

4 原告と被告国との争点およびこれまでの判例と視点

原告・被告の準備書面による裁判記録から双方の主張要点を挙げて分類し、それに付随する他の13の判例事例を、表1に挙げる。

5 事故訴訟に見られる大学運動部の位置づけ

5-1 この事故事例の特性

この事例は大学責任関係とクラブ活動の学生の責任関係をセットで追求している（共同不法行為論）。そこに今日の大学における図2の運動部の関係図式が浮かび上がってくる。

1) 原告主張について

原告の主張についてその特性をまとめてみると以下のようにいうことができる。

- ① 基本的には、中学校・高校生の安全配慮義務関係での責任追求をしていること。
- ② 大学におけるクラブ関係の理解が困難であるということ

表1 原告と被告の争点および参考判例

事項(争点)	(原告)	(被告)
1 運動部合宿事故の性格	①大学へ届け出た運動部の正規の合宿である。	①届け出はあつたが許可性ではない。
2 運動部の活動と大学の関係	<p>①教育課程外の活動であるが、公権力の下でクラブ活動が成されている。</p> <p>②クラブ活動は「学生自治会規約」により運営されているが、諸手続き等から公権力の行使に当たる。</p> <p>③顧問教官に責任がある。</p> <p>④クラブ活動の現場で発生した事故に因り、クラブ活動にも責任がある。</p> <p>⑤教育の現場で発生した事故に因り、クラブ活動にも責任がある。</p> <p>⑥クラブ活動も学校教育の一環であり、大学はその生命・身体・安全を期する万全の措置をとるべき義務がある。確立したそれらの法理に争う余地がない。</p> <p>⑦正課授業同様(裁判例より)、指導・立会・監視・事故発生の場合の救護措置等々)段階的に負うべき義務がある。</p> <p>⑧注意義務を負う主体は、関与する段階で安全義務を負担し、指導する教官に止まらず、人的・物的条件を整備すべき大学、学長にある。</p>	<p>①大学教育の一環であるが、しかし学生の自主性が尊重されている。</p> <p>②教育課程外の活動である。・・・法令の根拠なし。</p> <p>③大学は、学生の「在学関係の目的すなわち教育及び研究の目的達成」のために必要な管理権を有しているものである以上、それに対応する範囲で「学生の生命・身体についての安全」に配慮し、事故を未然に防止する具体的措置を講ずべき義務(以下「安全義務」という。)を負っている。</p> <p>④しかしながら、大学の安全義務が、学生の内在するものとして又はそれに付随する義務として一応認められるとしても、その注意の程度を判断するためには、大学教育の本質や学生の高度の自主性、学生の年齢等個々の事柄具体的状況を考慮しなければならず、この点で高等学校や小・中学校と多岐に異なる。</p> <p>⑤大学の課外クラブ活動が自主的に行われていることに教育的意義を見だし、大学も施設・備品の貸与等側面的な援助・便宜を与え必要な指導をしてきた。</p> <p>⑥スポーツ活動には危険は伴うことがあるが、「それ自体かなりの程度に定型化され単純化されているものであり、」広く奨励されている。</p> <p>⑦ 課外クラブである運動部がスポーツ活動を行う場合、「危険防止につき必要かつ適切な対策を講じ、注意を払うことも原則的にはクラブ員の自主性に委ねられている。(東京地裁、昭和60年12月10日判決、大阪地裁、昭和57年1月22日判決 他)</p>
(参考判例)	<p>①大学教育＝「学術的知識とともに深く専門の学芸を教授し、知的、道徳的および応用力を展開させることを目的とする。」 -- 判例(9)</p> <p>②国家賠償法1条にいう「職務を行うに因りして」には作為のほかに不作为の場合も含まれることはいままでないが、公務員がその職務上の作為業務に違反し私人に損害を与えたとして国が損害賠償責任を負うには、(a)法令上、その損害発生防止に役立つ一定の行為を要する権限が存在すること。(b)それをすることが法令上具体的基準のもとに義務づけられていること。又は、職務権限規定上少なくとも損害発生防止に役立つ何らかの行為を要する抽象的一般的義務があり、当該公務員の職務上損害発生危険を予見しその防止策を認識することが可能で、一定の措置を取る具体的な作業業務が社会通念上肯定されること。(c)相当因果関係の存在が最低限必要である。 -- 判例(10)</p> <p>③大学生のクラブ活動については、法令上の定めがなく、教育課程外に位置づけられ、私立大学の学生と学校法人との在学契約において体育クラブの活動がどのよ</p>	

事項(争点)	(原 告)	(被 告)
(参考判例)	<p>うに位置づけられているにせよ、クラブ活動は、法令上、学生の自発的意思に基づく私的活動である。 — 判例(10)</p> <p>④管理する施設に安全を欠く状態が生じた場合に危険を除去するなど施設管理の面から学生の安全を守る義務、および構内における事故の発生を認知した場合にすみやかに救命措置等の適切な事後措置を講じる義務等を負う程度にとどまる。 — 判例(11)</p> <p>⑤位置づけ=一般に大学の課外活動であるクラブ活動は、大学の教育の一環である。 — 判例(1)・(6)・(8)・(9)・(11)・(12)</p> <p>⑥学生の自主性=「大学のクラブ活動は、本質的に自主性が尊重されるべきであり、構成員の肉体的、精神的発育状況からすると、危険防止に必要な対策を構じること、原則的にクラブまたはクラブ員の自主性に委ねられている。 — 判例(8)・(9)・(11)・(12)</p> <p>⑦スポーツ活動には危険は伴うことがあるが、「それ自体かなりの程度に定型化され単純化されているものであり、」広く奨励されている。 — 判例(12)</p> <p>⑧教育課程外の活動である。・・・法令の根拠なし。 — 判例(8)・(12)</p> <p>⑨それは学生の人格形成にとつて意義があるとして大学は一般に、これに対して施設の供与・備品の貸与をし、指導と助言を与えている。 — 判例(5)・(11)・(12)</p> <p>⑩大学は一般的には各種スポーツから生じる危険を除去する具体的諸方策を立てる能力はない。」 — 判例(8)・(11)</p> <p>⑪私立大学=在学契約の存在、それに基づく学生の生命・身体・健康に配慮すべき義務 国立大学=行政処分関係に内在し、付随するものとして、学生の生命・身体・健康についての安全義務</p>	<p>①学長の学生への安全義務は、あくまで、大学管理者としてのそれであるから、顧問・学生部長を指導し、各課外クラブ活動における練習方法等をはじめとする個々の活動における具体的事故の発生防止を図る義務まででない。</p> <p>②入部・入寮・退部・退寮は自由意思であって、現実には不可能な自体であった事実もない。</p> <p>④8月19日にAが医師の受診をしなかつたのは同人の判断に基づいたもので、当該部主将が妨げたものではない。</p> <p>⑤当該部に入部するものが入寮すべき規則や慣行はない。</p>
(参考判例)	<p>①学長の責任の範囲についての判例は見当たらない。</p>	
4 学生部長の安全義務	<p>①事務分掌上学生部長は寮生活・クラブ活動も担当している。</p> <p>②上級生による下級生の自由な退寮・退部の阻止の慣行や「運動部に在籍するのは寮生に限る」との不文律がある。学生部長は退寮阻止の実体を容認していた</p>	<p>①当該クラブに入部するものが入寮しなければならない規則や慣行はなく、自由意思による退寮・退部が現実的に不可能な事態であった事実もない。</p> <p>②学生部長は個々の具体的課外活動に関して安全義務を負うものでない。</p>

にもかかわらず、結果発生回避措置をとらなかった。

③ 昭和63年8月18日の医師の指示＝「休養し、また明日病院へ来る」に
対して、そのようなこととの連絡がD教官・顧問教官を介して報告されたのに、大
学の義務履行者(顧問・寮長・主将)に対して、参加を中止・治療の受診の明確
な指示をすべき、危険発生回避の適切な措置をとらなかった。

③原告主張の③のような報告は聞いていない。

④当該部やその部員がクラブ活動の本来の目的を逸脱するような行為が成され、
そのことよって部員等に具体的な危険が生じる恐れがあるような場合はともか
く、安全を配慮して事故を未然に防止する具体的措置を講ずるべき法的義務はな
い。

⑤本件で、大学には、当該部ないし部員の課外クラブ活動に対する安全義務はな
いのであるから、大学の義務の履行補助者ともいうべき学生部長にも当然その義
務はない。

① 学生部長の安全義務＝原則として個々の具体的なクラブ活動に関して学生の生命・身体
② 大学に届け出されたクラブの指導計画に対して、報告的になされたもので、これに対
③ ただし、一見明かな特別の予見可能性があり、かつ防止措置を取ることが比較的容易
である場合(履行補助者)。 — 判例(4)

5 顧問教官の
安全義務

① 顧問は、自主的に行う課外活動について教育的立場から、これを「規律・管
理」する権限を有する。これにより、当該運動部の学生の「身体生命につき安全
配慮義務」による大学の管理・教育権限は顧問のみに限定されることなくD教官
にも及ぶ。

② 顧問教官は過酷な扱きをしないうよう充分配慮・監督指導すべきなのに、素人
を対象とした過酷な訓練を予定し、1年生全員の大会出場を条件とするために上
級生による脱退防止・退部申し出者への「扱き」の予測ができ、Aに対して特に
「安全義務は特別な事情」が容易に予測された。学生の「自由な積極的意思」(合
宿練習)によるよう配慮する義務がある。

③ 履行補助者のD教官からの報告を顧問は2度も聞いていた。顧問はD教官か
ら報告を受けたのだから「事情聴取し、訓練参加の中止・医院への受診」等の明
確な指示をすべきなのに、これらの措置を怠り、Cの無謀な訓練参加の強制を容
認した。これは義務違反の違法行為に当たる。

④ 1年生全員が新人戦参加に必要な員数であり、1人でも欠ければ大会出場に
支障を来すため、3年生の過酷な指導があり、Aは部活動の練習用具を持参しな
い状態(退部・退寮の意思があった。)であったので、ランニングに身が入らず
、加えて、8月18日に倒れて治療を受けた事実を認知しているにもかかわらず
、Aの行動に関して特別注意を払うべき義務があるのにこれを放置し、訓練参加の

① 顧問教官は、自治会規約に基づき、課外クラブ員の総意により委嘱するもの
で、大学が委嘱するものではない。

② 大学には顧問教官についての規程も存在せず、顧問教官は、その専門的技術
を有しているとは限らず、その活動への参加の義務付けもない。

③ 顧問教官の事務手続きに関する「認印」は事務手続きの観点から、従前の慣
例によっている。

④ 顧問教官は、部や部員への助言者ないし精神的協力者として側面から協力す
る者である。

⑤ 本件事故に関する事項「昭和63年8月18日に、Aが当該クラブの合宿中に倒れ
たこと」に関して、助言ないし指導など何らかの処置を講ずるべきであったとし
ても、当該部のD教官(当該部のOBでもある)が、直接適切な助言をしている
ところであって、高度な自主的判断能力を有しているAないし当該部員に対して
、重ねて助言ないし指導を施さなければならぬことはなく、右顧問教官が、D
教官から知りえたりAの容体などからして、本件事故の発生を、予見し、さらには
回避すること自体不可能なことである。

⑥ 課外クラブの教官とそうでないD教官とを同列に論じえない。

⑦ 大学の教官は教育的立場から学生を規律し管理する権限を有するが、クラブ活
動にまでは及ばず、まして、その具体的な活動場面に及ぶことはない。従ってD

事項(争点)	(原告)	(被告)
	<p>強制・シゴキを容認した明白な過失がある。</p> <p>⑤ Cに対して、万一Aが「訓練に参加」するときは、危険が発生することを予測して(8月19日のトレーニング)、「倒れる事態発生」に対し、緊急の措置(医師の手当て)を指示すべきであるのに、指示を怠った。参加の容認は安全管理義務に違反する。</p>	<p>教官に安全義務違反が生じる余地はない。</p> <p>⑧原告主張の②・④は証拠に基づかない原告の勝手な推測にもとづくものである。</p> <p>⑨Aは6月合宿を経験しており、ランニングコースを既に体験しているものである。当日のランニングペースも本人の体力、能力に合わせたもので過酷なものではない。</p> <p>⑩合宿への参加は、上級生が強制したものではなく、同人自らの判断で参加している。</p> <p>⑪新人戦は2年生も参加できるのであって、上級生が退部を防止するための行動に出ることはないのだから、シゴキを加えるような理由はない。</p>
(参考判例)	<p>①顧問の委嘱はクラブ員の総意であって大学ではない。 — 判例(8)・⑫</p> <p>②顧問の引受けはその顧問の任意による。 — 判例(8)・⑫</p> <p>③顧問は専門的技術・知識・を有していることは必要ない。 — 判例(8)・⑫</p> <p>④顧問は助言者ないし精神的協力者・側面的助言者に過ぎない。 — 判例(8)・⑫</p> <p>⑤部員としての学生に生じる危険を防止すべき義務を負わない。 — 判例(8)</p> <p>⑥顧問は相当の知識を有し、多少の指導をしても義務を負わない。 — 判例(8)・⑫</p> <p>⑦顧問の認印を得て大学に届けているのは従前の慣例によって報告的に行われているに過ぎない。 — 判例⑫</p> <p>⑧普通は連絡調整役である。 — 判例(7)</p> <p>⑨施設管理上、部員および部員以外の第3者にとって危険のない場所を選ぶ注意義務がある。(疑問とされている。) — 判例(6)</p> <p>⑩個々の活動において学生を指導監督すべき義務を負わない — 判例(11) (参考判例) — 外部のコーチの安全義務 —</p> <p>①コーチの安全義務は=大学当局・顧問と異なり、事故発生当時直接現場に立会いしていたことは、練習に付随して一般に生じる事故を防止すべき義務を負っている。(— 専門家としての安全義務 —) — 判例(7)</p> <p>②ただし、練習開始時から練習中にかけて部員に対して事故防止のための指導と注意を与え、相当習熟した学生のスポーツ練習中発生したものであること等からすると注意義務の程度は右の指導と注意で充分であり、本件の事故にまでそれを防止する義務は存しない。 — 判例(7)</p>	
6 主将学生と学生間の安全義務	<p>①健康状態に留意せず過酷なトレーニングを強制した。</p> <p>前日の訓練中に倒れ医師の診断を受け、運動を止め休養すべく指示されていたのに、これを知りながら被告は、翌日受診させないで午前6時から6時からのトレーニングに参加させ、健康状態を無視して連日炎天下のランニングを強要した。</p> <p>②亡学生に伴走してランニングを強制し、その結果倒れたのを認識していたにも</p>	<p>①CとAとの間の契約関係は存在していない。</p> <p>②それ故、原告の請求は不法行為を根拠としているが、自主的な判断能力を有している大学生であり、本件の部活動は善意的で好意的に無償で行われている奉仕活動(無償契約の典型である贈与契約においては担保責任を負わない)であり、大学レベルでの部活動の主将の世話役に有償関係類似の注意義務を課すことは、</p>

事項（争点）	（ 原 告 ）	（ 被 告 ）
	<p>かわらず、救急車等の手配をし同人を医療機関に搬入するなど生命の危険を未然に防止すべき注意義務があるのに炎天下に約30分間放置し同人を仮死状態に陥れ、その結果死に至らしめた。</p>	<p>法的な根拠を欠く（主将は個々の部員に対して、単なる隣人や一般部員以上の特別の法的義務を負う実定法上の根拠及び義務）のみならず、著しく社会的通念にも反する。</p> <p>③本件の練習内容もランニングという極めて一般的かつ基礎的なトレーニング中の事故である。亡き学生の自主的なランニングペースに合わせて伴走して走り、「ランニングを強制した」ものではなく、「午前10時30分頃過労のため路上に倒れたのを認識していたから」という点については、原告がランニングの発生時間を間違えた主張であり、亡き学生が座り込んだのも日陰のとれる場所で寝かせ、タオルでおおいだりして適切な処置をしており、被告学生の呼びかけに答えなくなくなり、緊急状態に達したときには、軽トラックに運び込まれたのであり、被告学生には落ち度はなかった。</p>
<p>（参考判例）</p>	<p>①訓練に際してはある程度の肉体的・精神的苦痛を伴う方法が取られることはやむを得ないことである。―― 判例⑱</p> <p>②運動部員のリーダーの安全義務＝部長・副部長・会計担当者の地位において「まともな役」に過ぎない。―― 判例⑱</p> <p>③大学は人間形成の場である。・・人間性を軽視するが如きは絶対に許されないものと言おうべく、殴る・けると言うことは一個の人間を否定する行為である。――</p> <p>④指導監督すべき義務があったということはできないが、物品の購入・保管・管理などにつき、部会を開き、各部員と相談のうえ、これらを決定すべき役割があったといえるから、・・全く責任がなかったということまではできない。―― 判例⑱</p>	<p>判例⑴・⑵</p>
<p>7 共同不法行為</p>	<p>①学長・学生部長・顧問の各段階で負担すべき安全義務とその過失行為が存在し、Cとの共同不法行為は、同人の過失行為の程度段階で成立する。</p> <p>②Bの過失行為をAの退部・退寮を阻止して訓練参加を強制したときで問えば、学長・学生部長の注意義務の過失と共同不法行為を形成し、Cの過失行為を8月19日トレーニングへの参加強制及びランニングのジゴキの時点で問えば顧問・履行補助D教官の違法行為と共同不法行為となる。</p> <p>③仮に、Cの過失行為を救護義務違反の時点に限定したとしても、顧問の安全管理義務違反との間で不法行為を構成する。</p>	<p>①反論せず。</p>
<p>（参考判例）</p>	<p>①暴力・リンチ事件では認めている（刑事事件）。</p>	
<p>8 保険請求</p>	<p>①学生教育研究災害傷害保険の支給が半額であることを不服申し立てる。</p>	<p>①医師の指示にもかかわらず、翌日医院へ行かなかった（過失相殺2割り）。</p>

死亡学生・・学長 — 学生部長 — (職員) — 顧問・部長 — 履行補助教官・・主将学生

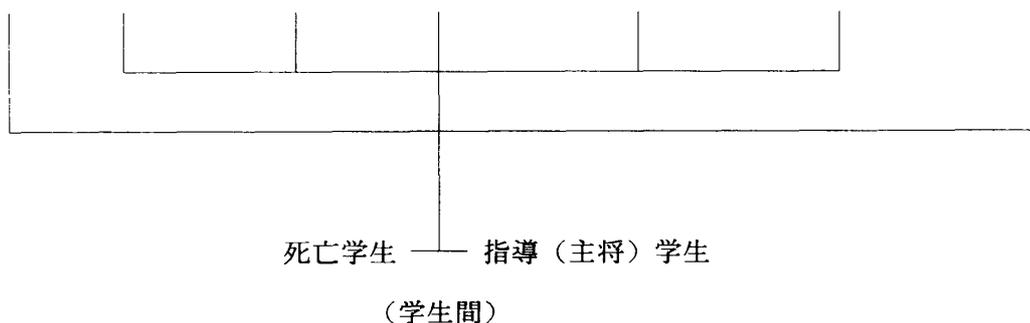


図2 大学運動部の学生と大学間系

- ③ 強制・シゴキとスポーツ訓練の評価に関して意識のズレが存在すること。
- ④ 大学における事故判例使用の適応を巡って情報的に不利な状況にあること。
- ⑤ 伝統的・義理的規範と裁判規範を混同していること。
- ⑥ 国(または民法715条使用者責任)のみならず、主将という学生への民事責任を追求していること。
- ⑦ 裁判手段によって真相の解明を図っていること。
- ⑧ 挙証責任が原告の方にあるということ。

2) 被告国の主張について

- ① 成人した学生による、高度な事理弁識能力判断の適用を主張していること。
- ② 顧問としての教官・履行補助教官は、学校教育法58条適用による専門家集団であり、大学には運動部を指導する教育上の教員が存在しないこと。
- ③ 運動部は学生の自治的・自主的・自律的活動であると主張していること。
- ④ 大学における事故判例使用の適応を巡って情報的に有利であること。
- ⑤ 大学の運動部活動は、大学のサービス関係であると主張していること。

3) 被告主将学生の主張

- ① 主将としての行為責任は、無償・有償により違ってくることを主張していること。
- ② 参加する学生自身の高度な自己判断能力の存

在を適用していること。

- ③ 主将は単なる「世話役」とであると主張していること。

5-2 これまでの参考判例の特性

過去の大学運動部の訴訟判例から以下にその特性を挙げる。

- ① クラブ活動は、学生が自主的に行う教育課程外の活動として、人格形成の上で好ましいゆえに、大学教育の一環とされている。
- ② それは、顧問という存在の認印を経て、大学に活動内容を届け出させて、大学は施設・備品の提供・貸与や、指導・助言などの履行をする。
- ③ だから、顧問の専門性は問わない。顧問が技術指導を行うのは顧問の自由意思である。
- ④ 大学における課外活動はあくまでも学生の自由意思にその根拠をおき、学生の創意工夫によって自主的に運営されているものであり、原則として大学はこれに溶喙しない建前となっている⁷⁾。
- ⑤ ただし、学生が届け出た計画などに、一見して明かな危険性がうかがえる場合あるいは大学が管理する施設に安全性を欠く場合には、それを防止するなどの義務を負っており、義務履行補助者としての教職員にその法的責任がある。
- ⑥ 原則として、大学の課外活動に対する安全義務の範囲は中学・高校までのそれとはかなり異なる。
- ⑦ 主将の役割は「まとめ役」を原則としている

が、全く責任がないわけではない。

- ⑧ 外部のコーチの責任は専門性が問われる。
- ⑨ スポーツ活動は危険を伴う。参加する学生もそれを認識しており、必要かつ適切な対策を講じ、注意を払えば可及的にその危険性を除去ないし減少することができる。また、スポーツはかなりの程度に定型化され、単純化されており、一面では危険を伴うことがあるにもかかわらず、広く奨励されている。

前述したように、今日の大学運動部を実質的に支配するのは学外競技団体・OB会であって教授会に代表される大学ではない。大学とスポーツクラブ・サークルの関係は、大学との濃厚な関係から、大学の福利サービスのなまで多様な様相を呈している。社会的現実としての事故訴訟から、指導者の地位・役割、学内・学外団体関係、支配関係、等の明確な再検討が必要である。

6 ディスカッション

さて、この事件は、一審判決後控訴するに至らず結審した。なぜ、原告が訴訟に踏み切ったのか、という疑問に少しでも近づいておきたい。

まず、この事件発生の前と、事件後の状況から述べることにする。

父親の証言によると⁹⁾、死亡学生Aは、事件が発生した合宿前に、端艇部をやめたがっていた。合宿に入る前に部をやめることを決心して、合宿に参加した。両親は、Aが端艇部を当然やめたものと思っていたのだが、「入院した。」という電話連絡を受け、それから20分ぐらいして、「死亡した」との連絡を受けたと、いう。続けて、「学校があつてのクラブです。私としては、学校に預けたつもりでいたので、残念で仕方ありませんでした。」「学校に子供を預けたのに、教育を受けるどころか、死に至ったことについて、真実がどこにあるのか、解明して欲しいと思って原告ら代理人に相談しました。」「事実を解明し、原因を究明しなければ、同じことが起こることになり、息子(本文では子どもの名前)の死が後々いかされな

いという思いがありました。」「単に金銭的に解決するのではなく、きちんと事実調査を明らかにしてもらいたい。」と父親が証言している。

この証言は、裁判上の駆け引きもあるので、父親の真実の思いかどうかは特定できないが、この裁判によって真実を明らかにしたいとの父親としての思いはむげに無視するわけにいかない。

Aの叔母に当たる人物が、関係する学生達に事故発生直後、2日間にわたってかなり深く事故の状況および背景を部の学生や寮生に質問して帰っている⁹⁾。この聞き取りから、Aが退部を申し出たにもかかわらず、やめさせてくれなく仕方なく合宿に参加し、いわゆる「しごき」を受け、死に至ったと両親は推測したと思われる。

これらのことから、大学側の Responsibility としての対応する責任および Accountability としての説明・報告する責任の不十分さがこの紛争の原因になっていることがまず指摘できる。

次に、この事故に関しては、学生教育研究災害傷害保険金の支払い金額が、「課外活動」の場合の死亡保険金額の半額、300万円しか支払われていないことを指摘しておかなければならない。当時、学生教育研究災害傷害保険金支払いによると、死亡保険金は、「正課中」「学校行事中」の場合は1,200万円、「課外活動」の場合には600万円と約定している。しかし、この場合には、火災保険株式会社は半額の300万円しか支払っていない¹⁰⁾。

被告保険会社の答弁書によると、その抗弁で、保険契約の普通保険約款第11条の、「被保険者が傷害(保険事故)を被ったときすでに存在していた身体障害もしくは疾病の影響により、また、傷害を被ったと後にその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは疾病の影響により傷害が重大となったときは、保険者は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払う。」また、普通保険約款第11条2項の、「正当な理由がなく被保険者が治療を怠りまた保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払う。」に基づき、次の理由により、

支払い義務を金300万円を越えることはないとしている。「死亡学生は、前日の63年8月18日クラブ活動中のトレーニング中に熱射病にかかり、同日外科医院にて治療を受けたものであるが、その際担当医師から数日間の運動禁止及び安静を支持された、こと。及び、死亡学生は医師の指示を遵守しないで翌日のトレーニングに参加したため熱射病にかかり死亡した。」ので、保険金支払い義務は300万円を越えることはないとしている。

すでに述べたように、裁判所の判断は、主将が敢えて死亡学生Aを受診させずにランニングを強制した旨原告が主張するが、この事実を認めるに足る証拠はないとして、「少なくとも19日の最初のランニング終了後は2時間ほど自由時間があつたのであるから、受診することは可能であつたにもかかわらず、自分の判断で受診せずに次のランニングに参加したことが窺える。」と、学生の自己決定能力を高く評価している。また、本人が退部・退寮の意思を両親・友人・寮仲間明らかにしていたが、学生部長（大学）および部の主将（端艇部）、寮の部屋長・寮長・体育部主将（寮）には、その旨が伝わっておらず、裁判所は、「退寮するには寮の部屋長・寮長・寮の体育部主将の承認を要し、上級生は下級生の退寮を阻止し、自由に退部することができないようにして、端艇部の合宿が極めて過酷でありながら、部員の退寮を阻止して、退部防止に利用していた、Aが上級生による1年生の退部阻止のためのしごきの対象となり生命身体に危険を生じる状態にあつたと主張するが、これらの事実を認めるに足る証拠はない。」としている。

これら、合宿中の受診および退寮・退部の手続きに対する裁判所の判断は、そのとおりであるが、学生の自己決定・自立性は、大学の運動部の環境面からみると、必ずしも保証されていない。

例えば、寮においては、退寮の際「部屋長・寮長・体育部主将」の承認を要するというように、一種のヒエラルキーが存在している。そこでは、下級生は、上級生に対して退寮の意思を伝えにくい仕組みになっていることが推測できる。また、

大学の運動部の運営は、教授会ではなく、連盟やOB会などの学外の影響を強く受けており、大学教育の一環とはいえ大学が学生の自治・自立の能力の養成を十分に指導していない現状が指摘されるのである。

大学の自治、学生の自律、あるいは子どもの自立を目指す教育と親も教師も主張するが、それをバックアップする教育体制がともなっていないのが現状ではなかろうか。18才を過ぎて年齢的にも十分に自己決定能力があり、弁識能力があるにもかかわらず、時には本人や親さらには周囲もそれを認識しておらず、自己決定が発揮しにくい環境が往々にしてある。自己決定による自己主張が歓迎されないという伝統が日本の集団教育にあるようだ。

大学における運動部事故に関する訴訟においては、「しごき・暴力」「施設管理」に対する安全配慮注意義務は大学に課せられるが、それ以外ではすべて学生の自己責任に帰せられ、原告側の敗訴になるという判決は今後も下されるであろう。裁判所の決定は正しいのであるが、大学は学生の自治能力の養成をしない限りは、スポーツ活動には危険が内在しているのだから、このような悲劇は続くと言わざるをえない。

スポーツ活動には危険が付きまとう。スポーツをするものはこの危険を引受けている。しかし、今後、ここに提起した問題を避けて通ることはできない。運動部活動における「学生教育研究災害傷害保険」は見舞金程度である。しかも学生の高度な弁識判断能力と相殺されて、全額支払われるとは限らない。一方スポーツ安全協会傷害保険・スポーツ賠償保険は充実してきたが、私的なものである。訴訟制度はいうまでもなく、三審までである。その間の訴訟費用は言うに及ばず、両者の精神的苦痛は並大抵のものではない。一方、大学側の方も、一度裁判となるとその間の何年間かは裁判の対応に追われ、その負担は決して小さくはない。「和解」への制度的な準備を整える必要がある。

スポーツ傷害保険は、スポーツが危険性を内在

しているのが営利的な面からしても「私的な保険」として充足されにくい面をもっている。スポーツは私的なものであると言われるが、スポーツは、公的な活動として、各種施設・大会・行事をもち共有化し、ひとりひとりが個性的な生きがいを持ち、自己実現しようとする欲求を実現する文化的な行為なのである。単なる私的活動ではない。現在の「文化国家日本」において、統一したスポーツ補償制度を実現することができないはずはない。

大学は、運動部の予算・指導・危機管理などについて、関われば関わるほど運動部との濃厚な関係になり、Liabilityとしての法的責任が課せられることから、ますます、運動部との関係を切り離す傾向になってくる。こうしたスポーツ補償制度の実現をめぐることは、大学のみならず直接関係する連盟が積極的に行わなければ実現できない。

このような観点から、次の諸点を指摘しておく。

1) 学生が行う運動部の活動は自主的・自律的・自治的な活動であり、それを学習していくための支援システムをいかにしてつくるか。また、誰が形成していくのか。学生だけで作るのか。学生の運動部の活動が自主的な活動であることに大学が意義を見だし、それを教育の重要な側面であるとするならば、それへの大学の関わりは野放しでいいのか。

徳永¹¹⁾は、大学運動部のタテ社会・盲目的服従・体罰肯定主義等を挙げ、誰もが「変えたい」「直したい」と思っていることが、伝統という名のもとにいつの時代からか受け継がれたままになっている。こうしたスポーツクラブでは、自分で考え、自分で判断して行動することは許されない。したがって、自主性や自立心が育つ環境はありえない、とまでいい、指導者にその責任があると、指導者の役割に期待せざるをえないと、指摘している。勇気ある指導がなければ古い体質のクラブの有りかたは改革できないだろうとまで徳永は述べている。しかし、現行の大学の制度・体質からして、これを望むことは不可能だろう。

昭和63年9月1日付け、日本体育学会会長名で、「高等教育における保健体育の有りかたについて

の提議」を大学審議会会長へ提出している。その中には「課外スポーツ活動に対する教育的配慮」の要望が提出されている。そこでは課外スポーツ活動を大学の教育的責任下に置き、専門のスタッフの配置を提言している。これが実現しないことには上記の問題解決はない。

2) 学生の自律的・自主的活動を生み出す社会関係がかけている日本のスポーツ社会には、これと異なる「義理規範」と称する規範が存在する。「裁判規範」と「義理規範」における「つい、つい強制されるままに練習活動を行う」「ノウと言えない運動部学生」と「自律する学生」における、この規範関係をいかにして教育し、社会化するのかが今後の課題である。

3) スポーツ行為には、そもそも暴力的な行為を含んでいるものがある。近代はこの暴力的文化行為を理性によるスポーツ・ルールによって排除し、儀式化・儀礼化させ、スポーツマンシップやジェントルマン精神を中心に、スポーツの暴力的文化性を周辺に追いやった。スポーツの暴力性は技術化するとともに、メディアによって陳腐化・パロディ化されてきている。一方、身体に命令するスポーツ指導法は、スポーツ身体言語に関する方法論の不備から、訓練・鍛練に名を借りた暴力的行為の発現が見られる。これらの関係を織りなす大学スポーツ環境において、これらの問題解決を学生自らがしていくには現状のままでは荷が重すぎる。

4) スポーツ推薦入学が入学選抜の一つになっている。スポーツ推薦入学者と大学の保証(民法415条、債務不履行責任)の関係はどのように捉えるのか。今後の課題となろう。

7 おわりに

ある大学における端艇部合宿中の事故訴訟の裁判記録を中心にして、他の判例を参考にしながら、大学運動部のあり方を検討した。学生の自己決定能力を高く評価する裁判所の判断は、暴力やしごきを除いて、活動中の事故に対する過失責任は本人に帰するとしている。しかしながら、学生が安

全にスポーツ活動を行うに当たっての「安全提供義務」¹²⁾が依然として大学側または大学スポーツ連盟に存在することは間違いない。今後、訴訟にふみきる原告側は、この「安全提供義務」の立場に立って過失責任および債務不履行責任を追求する戦略を採ることになる。

それにしても、学生の自治能力の育成、および学生の自己決定能力をいかにして高めるかが今後の課題となる。そして大学は、Responsibilityとしての対応する責任、accountabilityとしての説明する責任を今一度検討し、Liabilityとしての法的な責任も含めて、危機管理に対する体制を整備しておく必要がある。スポーツ活動における「安全提供義務」の追求は、同時に、今後は各種大学スポーツ連盟にも向けられることになるから、それらに対する保証制度（補償も含めて）としての体制づくりが必要とされる。

（これまでの大学運動部における13の事故訴訟判例）

判例(1)「ワンダーフォーゲル部新人錬成山行中傷害致死事件」

東京地裁 昭和41年6月22日判決 昭和40年（合）
第182号

傷害致死 傷害被告事件 被告 監督ほか6名
昭和40年5月15日から18日、大学体育連合会ワンダーフォーゲル部、新人錬成山行中、慣行にしたがい所謂シゴキと称する暴行をおこない、新人部員1名死亡、他の2名は全治6週間、4週間の傷害を負う。同部の監督、主将、副主将が傷害致死ないし傷害の罪を問われた。

判決：監督・主将に懲役3年、学生5名に2年
(いづれも執行猶予3年)

判例(2)「山岳部暴行・暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件」

静岡地裁富士見支部 昭和43年5月27日判決

暴行・暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件

被告 チーフリーダー-学生ほか2名

昭和41年4月29日から5月6日までの山岳部の春山訓練において、上級生が下級生2人に対して所謂

「はげまし」として暴行を加えたことに関し、部長などの上級生部員が「暴力行為等処罰に関する法律」第1条の複数共同して刑法208条の罪を犯した場合に該当するものとして起訴された。

判決：リーダーに罰金3万円、他の学生2名に罰金5万円ないし2万円

判例(3)「愛好会退部1年生部員最後の練習参加傷害致死被告事件」

東京地裁 昭和47年3月8日判決 昭和45年合（わ）
第269

傷害致死被告事件 被告 副会長学生ほか上級生2名
昭和45年6月15日、大学愛好会の新人部員が退部を申し出たことに対して、上級生部員が所謂「最後の練習」に参加させ集団的に暴行を加え、死にいたらしめたことに関し、同会の副会長と上級生3名が、傷害致死罪にあたるとして起訴された。

判決：学生3名に懲役3年ないし2年（執行猶予5年ないし3年）

判例(4) 「同(3)損害賠償請求事件」

東京地裁 昭和48年8月29日判決 昭和45年（ワ）
第11931号

損害賠償請求事件 原告 両親 被告 学校法人大学
判例(3)事件の民事裁判において、学生課長等は同部の暴力的傾向については十分に承知しており、また事故直前にも被害者等より暴力をあたらないように頼まれており、事故防止について十分に安全面の配慮をすべき職務上の注意義務があったにもかかわらず、何の措置もとらずに放置しておいたことは過失になるとして、請求を認めた。

判決：被告は原告らに対して、15,169,600円と内金14,120,000円に対する昭和45年12月29日から支払い済みまで年5分の割合による金員を各支払え。原告ら勝訴部分に限り仮執行宣言付。

判例(5) 「航空部訓練参加への運搬中追突事故同乗部員死亡損害賠償請求事件」

東京地裁 昭和49年2月12日判決 昭和47年（ワ）

第1575号

損害賠償請求事件 原告 両親 被告 国

昭和46年11月25日、航空部がグライダー滑空訓練に参加するため、部員が訓練地へ向かってウインチをトラックで運搬中、停車中の車に追突したため同乗中の学生が死亡した事故に関し、死亡した学生の両親から自動車損害賠償保障法により損害賠償が請求された。裁判所は、学生の自主的・自治的部の運営、及び学長の指揮監督外・大学の教育活動外、等のことから、また大学が加害者について運行支配、利益を持つとは言えないことから、大学は自動車損害賠償保障法第3条にいう運行供用者に当たらないとして請求を退けた。

判決：請求棄却

判例(6) 「野球部練習中園児負傷損害賠償請求事件」

東京地裁 昭和49年4月9日判決 昭和45年(ワ)

第10703号

損害賠償請求事件 原告 親1名

被告 学校法人大学および野球部長

昭和43年4月10日、大学野球部がグラウンドで練習中に、グラウンドの塀の破れた穴からグラウンド内に入って遊んでいた園児の左後部に投球が当たり、頭蓋骨骨折等の傷害を負ったことに関し、園児から学校法人と野球部長に対して損害賠償請求がなされた。裁判所は、クラブ活動は教育活動の一環として行われるものであるから、部長・監督らは見物人等にも安全注意義務があることを前提とし、グラウンドの塀に数カ所の穴があって、ここから近所の子供が出入りしていることを見聞きしている以上、これに対し適切な処置をとらなかったことに野球部長の過失があると、学校法人大学にも使用者責任を認めた。

判決：学校法人大学および野球部長は、原告に対し、各自、金116万1070円及びこれに対する昭和45年11月10日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。仮執行宣言付。

判例(7) 「合気道夏期合宿1年生部員練習中衝突死亡損害賠償請求事件」

浦和地裁川越支部 昭和55年12月12日判決 昭和51年(ワ)第76号

損害賠償請求事件 原告 両親 被告 学校法人大学
昭和50年8月25日、学外市体育館武道練習場で行われた大学合気道部の夏期合宿練習に参加していた同大学1年生が、2人1組の四方投げの練習中に投げられ、起き上がろうとしたところに、ほぼ同時に投げられた部員が衝突して脳挫傷等により死亡するに至ったことについて、両親が同部の主将とその場で指導していた師範のほか大学教授の同部部長と大学を相手に損害賠償請求を行った。裁判所は、偶然にも2組がともに安全と判断した場所・方向に相前後して投げたため発生したものであり、主将は通常の方法で投げをおこなっているため過失はないこと、師範は、事故防止のため間隔を十分にとることなどを注意しており、技術的に習熟した大学生にはそれで十分であるため過失はないこと、同部部長は単に連絡調整役にすぎず、ここの練習面における事故防止の注意義務は存しないこと等を理由に請求を棄却した。

判決：請求棄却

判例(8) 「カヌー部カヌー運搬中転覆溺死損害賠償請求事件」

大阪地裁 昭和57年1月22日判決 昭和54年(ワ)第6858号

損害賠償請求事件 原告 両親

被告 学校法人 大学ほか5名

昭和53年5月4日、淀川の同部練習場でカヌーを対岸に運ぶ途中、カヌーが転覆して水中に投げ出され、原告らの長男は溺死した。原告らは、大学に対し、学生とのあいだの在学契約に基づく安全配慮義務違反を理由に、また、学長・顧問らに対し不法行為等を理由に損害賠償を求めた。判決は、大学にはクラブの通常の練習の課程に生じた事故について学生の生命身体の安全に配慮すべき具体的義務はないことを理由に損害賠償義務を否定し、また顧問等も結果発生防止義務を負わないから不法行為責任はなく、ひいては大学・学長にも民法715条に基づく責任はない等を理由に請求を棄却した。

判決：請求棄却

判例(9) 「ヨット部合宿練習中転覆死亡損害賠償請求事件」

山形地裁 昭和58年2月28日判決 昭和55年（ワ）第118号

損害賠償請求事件 原告 両親 被告 国

昭和54年5月12日、大学の課外活動として、同大学のヨット部の合宿練習に参加して、沖合を帆走練習中風波が強まり乗船していたヨットが転覆して死亡した学生の両親が国に対して損害賠償請求をした。裁判所は、ヨット部の運営は学生の自治に委ねられ、ヨット部の活動は分別を備えた学生自らの判断で対処し自分自身で責任を負うべき状況にあったこと、大学は日常的な部活動に対し具体的な指揮監督はなかったものの顧問教官において機会があるたびに、ヨット部の学生に対し安全確保に対する注意義務を喚起していたこと等から考えると、大学の負うべき安全配慮義務の内容・程度として欠ける所があったとすることはできないし、またヨット部の諸施設をもって国家賠償法2条1項にいう公の営造物ということとはできないとして訴えを退けた。

判決：請求棄却

判例(10) 「ワンダーフォーゲル部登山中滑り落ち国の安全基準設定ならびに遵守事故予防義務慰謝料請求事件」

東京地裁 昭和58年9月9日判決 昭和57年（ワ）第2939号

慰謝料請求事件 原告 親1名 被告 国

昭和54年3月12日、ワンダーフォーゲル部学生が登山中、誤って急斜面の切面を滑り落ち、死亡した事故に対して、学生の親から、私立大学生のクラブ活動は正規の教育課程の一部であり、国には私立大学におけるワンダーフォーゲル部の活動についての安全基準を設定し、大学をしてこれを遵守させクラブ活動によって発生すべき事故を予防すべき義務があったのに、その職務を担当する文部省の担当部局の職員がこれを誤った等により、本件が発生したとして、国に対し損害賠償請求が成された。裁判所は、

大学のクラブ活動は学生の自発的意志に基づく私的活動であって、監督庁の私立大学に対する指揮監督権の外にあるものであり、大学のクラブ活動に対して、厚生補導又は学校安全等の観点から援助と助言を与える権限を持つが、具体的な危険防止策を指揮命令する権限も義務も持つものではなく、ワンダーフォーゲル部の冬季の登山活動から生じる危険は、何人にも予見可能であり、大学は監督庁からの具体的な援助と助言をまたずとも、危険の防止策を講じることは容易であったから、監督庁が私立大学のワンダーフォーゲル部の冬季登山活動による危険防止に関して具体的な基準を示さなかったとしても、本件事故と因果関係はない、等として、請求を棄却した。

判決：請求棄却

判例(11) 「合気道部部員練習中頭部強打負傷後遺障害損害賠償請求事件」

東京地裁 昭和60年12月10日判決 昭和58年（ワ）第3150号

損害賠償請求事件 原告 本人ほか両親
被告 学校法人大学

昭和57年7月23日、大学合気道部において、部員の一人が基本技の練習中、受け手として投げ倒されて後頭部を強打し、肢体不自由な身体障害者になってしまった事故に関し、被害者とその両親から大学等に対して損害賠償請求がなされた。裁判所は、大学の教育機関としての特殊性と課外活動の自主性に鑑みれば、大学は、その管理する施設に安全性を欠く状態が生じた場合に危険を除去するなど施設管理の面から学生の安全を守る義務、および大学構内における事故の発生を認知した場合にすみやかに救命措置等の事後措置を講じる義務等を負う程度等にとどまると解釈されるのであって、大学は個々の練習稽古においては、そもそも事故発生防止を図る義務を負っていないし、学生の負傷を認知した以後は、適切な救護措置を取っているから、安全配慮義務はないとして、請求を退けた。

判決：請求棄却

判例(12) 「ヨット転覆部員溺死損害賠償請求事件」

大阪地裁 昭和61年5月14日判決 昭和57年(ワ)
第6480号

損害賠償請求事件 原告 両親 被告 国ほか4名
昭和56年9月15日、ヨット部主催のヨットスクール中に、ヨットが転覆し部員が溺死した事故に関し、その両親から国等に対して損害賠償請求が成された。裁判所は、大学の安全配慮義務を、課外クラブ内での「しごき」等目的から逸脱した行為によって危険を生じる恐れがある場合及び届けだされたクラブの構成や活動計画について一見して安全対策上の不備がありそのクラブ活動の実施において危険が予測される場合には肯定されるものの、大学クラブ活動の自主性、スポーツ活動の定型化、構成員の肉体的・精神的発育状況、スポーツ系の大学は別として一般的にはスポーツ活動から生じる危険を除去する具体的方策を逐一指導しまたはその対策を立てる能力を大学当局は持つものではないこと等からして、通常個々のクラブ活動において大学当局が常にクラブ員の安全を配慮してクラブを指導監督しなければならない義務を負うことはないと否定した。そこで、この見地に立って、裁判所は、大学当局のヨットスクールについてのヨット部ないしヨット部員に対する具体的指導監督義務を否定し、損害賠償請求を退けた。

判決：請求棄却

判例(13) 「判例(9) 同件」

仙台高裁 昭和63年3月31日判決 昭和58年(ネ)
第119号

損害賠償請求控訴事件 控訴人 両親 被控訴人 国
原審で、損害賠償が認められなかったのに対し、大学において課外活動を行う学生の生命・身体に対する安全配慮義務として、人的・物的条件整備義務を負うなどとして控訴がなされた。裁判所は、原審説示の理由に加え、ヨット部の運営が学生の自治に任されているからといって、大学に本件ヨット部員に対する控訴人らのいう人的・物的条件整備＝安全配慮義務が一般的にないとはいえないが、事実関係の下では安全配慮義務があったとは言えず、また、顧

問官についても日常的な活動にあたり具体的な指導監督をしなければならないとはいえず、さらに、控訴人ら主張の人的・物的条件整備、救助体制確立等の措置を大学にとらしめるように働きかけなければならぬものとはいえないとして、安全配慮義務違反の過失があるとはいえないとし、控訴を棄却した。

判決：控訴棄却

(これまでの13の判例事例の参考文献)

- 判例(1)：文部省体育局体育課監修、文部省体育局体育課内法令研究会編集、体育スポーツ総覧 判例(3)、ぎょうせい、pp. 1621-1648 (-1668)、1973年発行。
- 判例(2)：前掲書判例(1)、pp. 1669-1678 (-1698)。
- 判例(3)：前掲書判例(1)、pp. 1699-1718。
- 判例(4)：前掲書判例(1)、pp. 1719-1750。
- 判例(5)：前掲書判例(1)、pp. 1751-1765。
- 判例(6)：前掲書判例(1)、pp. 1766-1769・9。
- 判例(7)：前掲書判例(1)、pp. 1769・10-1769・28。
- 判例(8)：前掲書判例(1)、pp. 1769・29-1769・50。
- 判例(9)：前掲書判例(1)、pp. 1769・51-1769・79・二。
- 判例(10)：前掲書判例(1)、pp. 1769・81-1769・89・二。
- 判例(11)：前掲書判例(1)、pp. 1769・90-1769・114。
- 判例(12)：前掲書判例(1)、pp. 1769・115-1769・158。
- 判例(13)：前掲書判例(1)、pp. 1769・79・三-1769・80。

(註および参考文献)

- 1) 木下秀明、1992、日本の大学スポーツの伝統と課題、体育科教育、1月号、26-28。
- 2) 丹羽 昭、1966、スポーツ集団と人間関係、松田・清原編、スポーツの心理所収、大修館書店、pp. 78-83。
- 3) 平成4年7月20日、判決言い渡し「判決文」記録より、平成元年(ワ)第8号損害賠償請求事件、山口地方裁判所下関支部。
- 4) 判決言い渡し当日(平成4年7月20日付け、山口地方裁判所下関支部)に、報道関係者配布文の「平成元年(ワ)8号損害賠償請求事件判決要旨」の記録

- を参考とした。
- 5) 平成元年1月24日付け，原告訴状の記録より，平成元年（ワ）第8号損害賠償請求事件，山口地方裁判所下関支部。
 - 6) 前掲書3）。
 - 7) 伊藤進・織田博子，学校事故賠償責任の判例法理（21）——大学教育活動に伴う事故と過失（1）——，判例時報，1315，186-191。
 - 8) 平成3年1月28日付け，第9回口頭弁論本人調査裁判記録より，平成元年（ワ）第8号損害賠償請求事件，山口地方裁判所下関支部。
 - 9) 平成2年3月13日付け，第6回口頭弁論調査の裁判記録より，平成元年（ワ）第8号損害賠償請求事件，山口地方裁判所下関支部。
 - 10) 平成元年1月24日付け訴状及び平成元年3月20日付け答弁書の裁判記録による。平成元年（ワ）第9号保険金請求事件，山口地方裁判所下関支部。
 - 11) 徳永幹雄，1988，大学スポーツクラブと自主性・自立性，体育の科学，138，261-265。
 - 12) 佐藤千春，1996，スポーツにおける安全提供義務とその効用——事故紛争解決のための法構造——，日本スポーツ産業学会スポーツ法学専門分科会年報，1，2-13。